○国土交通省告示第三百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条に係る河川の名称

菊川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を昭和三十七年建設省告示第二千八百六十八号で指定した菊川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県足柄上郡大井町上大井

字東山　八九五番一　一号から三号まで

八九三番四　四号から六号まで

八九四番一　七号及び八号

○国土交通省告示第三百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷本川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県倉敷市真備町服部

字久能ノ上　三三九五番

三三九五番地先河川敷

三三九六番

三三九八番一

三三九九番一

三四〇〇番

三四一〇番

十四号から十六号まで

十七号

二十一号から二十三号まで

二十四号及び二十五号

三号及び四号

字谷本　一九〇七番

字久能　七〇五番

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

今井川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県新見市大佐田治部

字奥新田　三二二〇番一　一号及び二号

三二二三番　三号から六号まで

三二二四番　七号

三二二六番　八号から十号まで

三二二八番　十一号から十三号まで

三二二九番一　十四号及び十五号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田平川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県新見市大佐田治部

字東ノ迫　三一四七番　一号

三一四九番　二号及び三号

三一四四番　五号

三一四五番　六号から八号まで

三一四三番　四号

字砥石

○国土交通省告示第三百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石上中谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県延岡市北方町

字石上　戌一一二四番　一号

戌一一二九番地先道路敷　二号及び三号

戌一一三二番一　四号

戌一一〇八二番一四　五号

戌一二〇八番二〇　六号及び七号

戌一二〇八番二三　八号及び九号

戌一一三五番三　十号

戌一一三四番　十一号

戌一一四六番　十二号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

内の口川三

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を昭和四十七年建設省告示第三百二十二号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所

字土橋　七三二九番二　一号

七三二四番　二号及び三号

七二八九番　四号

七二八七番　五号

七二八三番二　六号及び七号

七二八二番二　八号

七二七七番　九号

七二七二番　十号

七二六七番八　十一号

七二六七番三　十二号

七二四四番二　十三号

七二四三番四　十四号

字小畑　七二二五番一　十五号

七一八六番二　十六号

七一九八番　十七号

七一九七番　十八号

七一九二番　十九号

七一三四番　二十号

七一三一番　二十一号

二十二号及び二十三号

七一三〇番　二十四号

七一二六番二　二十五号

七一二五番一　地先道路敷　二十六号

七一〇〇番四　二十七号

七〇七番一　二十八号及び二十九号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

内の口川四

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所

字小畑　七一九六番一から七一九六番三まで

七二〇二番　七二〇四番　七二〇五番一　七二〇六番一から七二〇六番三まで　七二〇八番一　七二〇八番四　七二一七番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所

字小畑　七一〇〇番一　一号

七一〇〇番四　二号から四号まで　七一二四番一　五号　七一二九番　六号　七一三〇番　七号　七一四二番一　八号　七一四九番三　九号　七一八二番　十号から十二号まで　七一九九番　十三号　七一九六番一　十四号　七一五五番三　十五号から十七号まで　七一三九番　十八号　七一五一番一　十九号及び二十号　七一二二番　二十一号　七一〇一番一　二十二号　七一〇四番一　二十三号及び二十四号　七〇七七番一　二十五号